

第20回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年12月24日(水)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時54分
2. 場 所 名取市役所 6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 非農地判断に対する意見について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地貸借権解約について
(3) 農地使用貸借権解約について
5. 出席委員(28人)
会長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭 10番 相澤 喜美
 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一 13番 佐藤 勝浩
 14番 大内 繁徳
欠席委員 7番 佐伯 美和
推進委員 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一 4番 齋 重昭
 5番 長田 満 6番 渡邊 定信 7番 墨繪 広之
 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子 10番 浅井 照久
 11番 松浦 正博 12番 松浦 崇 13番 西山 剛
 14番 相澤 早苗 15番 川村 吉則
欠席推進委員 1番 大内 伸一
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第20回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第20回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員14名、計28名出席です。
よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

13番 佐藤 勝浩 委員 3番 松浦 朋子 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。入間川康弘代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（入間川康弘委員）

第3班代表委員の入間川康弘です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年12月24日提出。

関連案件につき、番号1から番号4まで一括して読み上げます。

番号1、大字・字・地番は、大曲字高田121番1、地目は登記現況ともに田、登記面積は1,039㎡のうち114㎡、転用目的は仮設道路のための一時転用です。貸付人・借受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通り。

開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定、期間は、許可日

より5か月間、工事総額72,766,100円、借地料については坪単価500円とのことです。高柳橋橋梁補修工事に伴う仮設道路で、番号1から4まで同一内容の事業であります。

番号2、大曲字高田121番2、地目は登記現況ともに田、登記面積は3,126㎡のうちの190㎡、貸付人・借受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通り。

番号3、高柳字山神268番1、地目は登記現況ともに田、登記面積は1,069㎡のうちの228㎡、貸付人・借受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通り。

番号4、高柳字山神269番1及び高柳字山神270番1、地目は2筆とも登記現況田、登記面積は1,024㎡のうちの181㎡、1,306㎡のうちの188㎡、貸付人・借受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通りです。

議案第1号につきましては、12月22日の担任委員会で現地調査を行い、代理人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページから6ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページから9ページをご覧ください。

1番から4番の申請地は、市営住宅高柳団地から290mほど南西、県道関上港線沿いに位置し、県道北側は、農業振興地域の農用地区域外の第2種農地で、県道南側は、農業振興地域の農用地区域となります。

借受人は、市内で土木建設業を営んでおり、今回、県道関上港線の高柳橋橋梁改修工事を請け負っており、北側を歩道、南側を道路として迂回させる必要があるため、今回、一時転用の申請に至ったものです。

申請地は、県道沿いで県道の高さより1mほど低い状況にあります。仮設の歩道と道路並びに農道は、水田にシートを敷き、県道及び農道と同等の高さに盛土を行います。歩道と道路は舗装をし、農道は砂利敷きとし、農業用排水路からの取水排水はありません。雨水は、既設の排水路に排出若しくは自然浸透とし、汚水は発生しないものです。

なお、大型の土のうの一部設置し、土砂流出を防ぐものとしています。また、重機から油などが流出した際、被害軽減として、オイルフェンスや油吸着マットを現地に常備することとしています。

また、工事に際しては、安全対策を十分に行い、事故など起こさないようお願いしました。

議案第1号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の引地恒裕委員に意見等について、お話ししていただきたいと思っております。

○ 農地利用最適化推進委員（引地恒裕推進委員）

議案第1号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、迂回道路や歩道並びに仮設農道への一時転用であり、既存の県道関上港線まで盛土を行い、舗装及び碎石を敷き、雨水は既設の排水路へ排出若しくは自然浸透とし、汚水は発生しないとのことです。農業用排水路からの取水排水はありません。

使用する重機から油が流出した場合は、オイルフェンスと油吸着マットで対応することとしています。

なお、工事に際しては、十分に安全対策を行うようお願いしました。

議案第1号については、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第1号の1番から4番まで両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

担任委員会資料をご覧いただきたいのですが、4件あり見比べて頂きたいのですが、1ページの1番では上から6行目の権利を有する者の同意の有無について、「耕作者からの同意あり」となっていますが、次の4ページの2番では「無」、次の6ページの3番では「該当なし」、8ページの4番では「該当なし」となっています。この2番の「無」というところは問題ないのかどうか教えて頂きたい。

○ 議長（引地長一会長）

事務局どうぞ

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

先ず資料の訂正をお願いいたします。4ページ目の「無」と書かれているところがありますが、こちらは「該当なし」ということで訂正をお願いします。委員からのご指摘で権利を有する者の同意の有無につきまして、1号1番については機構集積による賃借権があり耕作者からの同意書を受けています。その他2番から4番までは耕作者が申請人であるため該当がないものとなっています。

○ 議長（引地長一会長）

阿部委員宜しいでしょうか。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありますか。事務局どうぞ。

○ 事務局（仙石事務局長）

先ほど坪あたり単価を500円と説明がありましたが、正しくは坪300円ですので、訂正をお願いいたします。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定といたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について議題といたします。入間川康弘代表委員説明をお願いいたします。

○ 3班代表委員（入間川康弘委員）

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年12月24日提出。

番号1、大字・字・地番、高館川上字本木19番2、地目は登記現況とも田、登記面積337㎡のうち0.2㎡、転用目的、営農型発電設備（一時転用）です。申請人住所・氏名は議案書のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要、一時転用として、令和8年3月16日から3年間。転用面積は、引込ポール1本（0.16㎡）、単管柱19本分（1本あたり0.0019㎡、計0.04㎡）農地法第4条許可（令和5年3月16日宮城県（仙振）指令第553号）を継続。

議案第2号につきましては、12月22日の担任委員会で現地調査を行い、申請人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の8ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の10ページから12ページをご覧ください。

申請地は、増田西小学校から560mほど西、市道手倉田箕輪線の北側、東北新幹線高架橋沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域となります。

申請人は、所有農地において、既存の営農型発電設備の継続を行うため、申請に至ったものです。前回の一時転用申請については、令和8年3月15日で期間満了することから更新申請を行うものです。また、現地を確認したところ、適正な営農と太陽光発電設備の管理が行われており、大豆の収穫量は、20kgから25kgで自家消費しているとのことでした。

議案第2号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の引地恒裕委員に意見等について、お話ししていただきたいと思っております。

○ 農地利用最適化推進委員（引地恒裕推進委員）

議案第2号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、営農型発電設備への一時転用であり、前回の一時転用期間が満了となることから更新申請を行うものです。

なお、現地を確認したところ、適正な営農と太陽光発電設備の管理が行われていました。

議案第2号については、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第2号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

転用面積の考え方について一つ提案がありますが、今回の更新申請が4回目で今までどおりということなので、担任委員会資料の12ページの立面図の中でベースクランプというのがあります、これは単管が沈み込まないように板状となっているもので、本来田んぼとして使えない面積になることから、このベースクランプを含めて考える必要があるのではという提案です。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

ベースの深さやポールの長さによっては、作付け作業に影響が出ることが考えられる。今回の担任委員会では、作付けに支障があるかの状況までは聴き取りしていなかったもので、その考え方については担任委員会でも留意が必要と考えます。

○ 事務局（仙石事務局長）

許可基準を再度確認しまして、今後どのような方法で進めるかは検討させていただきたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

阿部委員宜しいでしょうか。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

はい。宜しく申し上げます。

○ 議長（引地長一会長）

その他、なにかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第3号に入る前に、議案と関連がありますので、相澤喜美委員、松浦岩男委員、松浦正博推進委員の退席をお願いします。

[相澤喜美委員退席]

[松浦岩男委員退席]

[松浦正博推進委員退席]

○ 議長（引地長一会長）

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。69件ありますので宜しく申し上げます。

入間川康弘代表委員説明をお願いいたします。

○ 3班代表委員（入間川康弘委員）

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年12月24日提出。

議案第3号につきましては、12月22日の担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

番号1 大字・字・地番、下増田字土手184番、地目、登記現況とも田、登記面積、2,996㎡、権利種別、賃貸借、貸付人・借受人の住所・氏名は議案書のとおり、借受人の経営面積は1,291a、世帯員・労力人は3人・2人、備考、賃借権設定、令和8年4月1日より10年間、10aあたり玄米30kg、利用権終了後の継続です。

同様に以降65番まで議案書のとおりで、賃借権設定となります。

番号66 大字・字・地番、牛野字伊藤265番2、地目、登記現況とも田、登記面積2,534㎡、権利種別、売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおり、譲受人の経営面積は4,076a、世帯員・労力人は5人・5人、備考、売買、10aあたり500,000円、総額1,267,000円

番号67 大字・字・地番、下増田字台林25番、地目、登記現況とも田、登記面積698㎡。下増田字台林26番、地目、登記現況とも田、登記面積386㎡。下増田字台林27番1、地目、登記現況とも田、登記面積364㎡。下増田字台林177番1、地目、登記現況とも畑、登記面積1.95㎡。下増田字台林177番3、地目、登記現況とも畑、登記面積354㎡。下増田字台林198番1、地目、登記現況とも畑、登記面積712㎡。下増田字台林199番2、地目、登記現況とも畑、登記面積401㎡、計2,916.95㎡。権利種別、売買、譲渡人・譲受人の住所氏名は議案書のとおり、譲受人の経営面積は15,678a、世帯員・労力人は12人・12人、備考、売買、10aあたり300,000円、総額875,085円

番号68 大字・字・地番、愛島笠島字宮下84番、地目、登記現況とも田、登記面積671㎡。愛島笠島字内千刈29番1、地目、登記現況とも田、登記面積315㎡。愛島笠島字内千刈30番1、地目、登記現況とも田、登記面積326㎡。愛島笠島字内千刈31番1、地目、登記現況とも田、登記面積295㎡。愛島笠島字内千刈32番、地目、登記現況とも田、登記面積203㎡。愛島笠島字本岩84番、地目、登記現況とも田、登記面積1,022㎡。愛島笠島字本岩99番1、地目、登記現況とも田、登記面積467㎡。愛島笠島字鳥井崎77番、地目、登記現況とも田、登記面積1,020㎡、計4,319㎡。権利種別、売買、譲渡人・譲受人の住所氏名は議案書のとおり、譲受人の経営面積は7,500a、世帯員・労力人は10人・10人、備考、売買、10aあたり92,614円、総額400,000円

番号69 大字・字・地番、高館吉田字北二丁町59番1、地目、登記現況とも田、登記面積185㎡。権利種別、売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおり、譲受人の経営面積は218a、世帯員・労力人は3人・3人、備考、売買、10aあたり810,000円、総額150,000円。

議案第3号について、担任委員会資料の13ページの農地法第3条の判断基準を満たしており、いずれも適切に管理されていることから、許可について問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の引地恒裕委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（引地恒裕推進委員）

議案第3号について、担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。1番及び2番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を結ぶものであります。3番は、農地中間管理事業の期間満了に伴い、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を結ぶものであります。4番から15番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を結ぶものであります。16番から25番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、後継者と新たに農地法第3条にて賃貸借契約を結ぶものであります。26番及び27番は、農業後継者への経営移譲に伴い、農地賃借権解約を行い、新たに農業後継者と農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。28番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。29番から45番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を結ぶものであります。46番は、利用権設定等促進事業の期間が満了することに伴い、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うもの、更には、新規追加で農地法第3条の賃貸借契約を結ぶものであります。47番から65番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を結ぶものであります。66番から69番は、経営規模拡大による売買であります。

いずれも、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

議案第3号の許可について、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

議案27ページ、66番から69番の売買案件になりますが、10aあたりの単価が300,000円や500,000円と様々で、譲渡人譲受人の合意のうえで行なっていることなので問題はないと思いますが、3番目の68番について、単価が桁違いなのか、一桁の92,614円であり、なぜ安いのか事務局で分る範囲で構わないので理由をお知らせ願いたい。

○ 事務局（仙石事務局長）

事務局で現地を確認しています。宮下84番については、面積が671㎡ありますが、こちらは農道と接していないほ場条件であり、耕作するには周りのほ場を介する乗り入れが必要となっています。次に内千刈29番1から32番については図面上4筆に分かれています。こちらは現在ダム建設に伴い道路拡張による売買で面積が過少になっています。元々は畦畔が短冊状になっていた畦畔を取り、1区画として令和7年は作付けされていました。本岩99番1については三角の形状で川内沢川の土手、左岸側北側に三角の形である土地です。本岩84番については一反歩の田んぼですが、現耕作者が作付けはしていたものの、重機、ユンボ等で掘削したりして耕盤が壊れており、今後作付けには農業機械の作業が困難な土地との事で、譲渡人と譲受人の間で話し合った結果、合意した内容と伺っています。

○ 議長（引地長一会長）

委員宜しいでしょうか。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

16番から28番までの借受人につきまして、経営面積が0a、労力人1人ということで、新しく法人でも立ち上げた方なのでしょうか。これからどの様に経営されるものなのか伺います。

○ 議長（引地長一会長）

事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（仙石事務局長）

先月総会案件でも、父親の後継者ということで、一部使用貸借を3条により結ばれている方です。この申請をされる時点では、未だ許可が下りていませんでしたので経営面積に反映されていないものです。この方は兄弟2人で農業を継ぐということであり、弟さんが先々月に3条による使用貸借を結んでいる状況であり、今退席をしている委員の息子さんであります。以上です。

- 9 番委員（阿部芳昭委員）

わかりました。

- 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第 3 号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

- 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第 3 号は原案の通り決定といたします。

ここで議案第 3 号案件は終了となります。相澤喜美委員、松浦岩男委員、松浦正博推進委員の着席をお願いします。

〔相澤喜美委員入室〕

〔松浦岩男委員入室〕

〔松浦正博推進委員入室〕

《議案第 4 号 非農地判断に対する意見について》

- 議長（引地長一会長）

次に議案第 4 号 非農地判断に対する意見について議題といたします。入間川康弘代表委員説明をお願いいたします。

- 3 班代表委員（入間川康弘委員）

議案第 4 号非農地判断に対する意見について、このことについて、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断を行うため、「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農振振興局長通知）第 4 の規定により、農業委員会の意見を求めるため提案する。令和 7 年 12 月 24 日提出。

番号 1、大字・字・地番、小塚原字東土手外 9 番 1、地目、登記田、現況山林原野、登記面積 105 m²、所有者住所・氏名は議案書のとおり、備考、遊休農地調査において現地確認したところ、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると認められると判断された。

4 号議案については、8 月に実施した農地パトロールにおいて、委員が対象地区の農地を確認した結果、議案資料の 1 番から 19 番まで農地への復元は困難である

と認めたものであります。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の引地恒裕委員に意見等について、お話ししていただきたいと思えます。

○ 農地利用最適化推進委員（引地恒裕推進委員）

議案第4号については、8月に実施した農地パトロールにおいて、対象農地を確認したところ山林原野となっており、農地への復元は困難であるため、非農地判断はやむを得ないと思われます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第4号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

非農地証明が19件と多くあがっていますが、今までに所有者からの申請なのか、農地パトロールによる事務局の判断によるものですか、本来非農地判断は厳しい判断になっているものです。農業委員会としても名取市としても、特に議案資料の30ページ、17番で現況畑になっているものも本人申請によるものでしょうか、詳しく教えて頂きたい。市としても、地目が山林原野となれば固定資産税が掛からなくなってしまうのではないのでしょうか。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

只今ご質問がありました、非農地判断についての意見なのですが、17番以外は現況地目が山林原野になっており、既に税務課においては現況地目として課税になっているところであり、農地よりは低い額となっています。

今回、既に判断されているものと、17番を含め農地パトロールによる状況をみて物理的な条件整備で田畑に戻すことが困難と思われると判断頂いたので、課税状況や委員による現状確認を踏まえた結果であり、所有者本人からの申請ではありませんが今回の議案にあげさせて頂きました。

承認された後は、法務局及び所有者へ通知し周知することとなります。

○ 議長（引地長一会長）

今の説明で宜しいですか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

説明は分かりましたが、19番の高館地区の高館川上字長畑3番です、こちらはダムの下流で、解体業者などが借りているところで、付近でも畑を転用して貸しているところが沢山あります。この方は、ほかにも高館地区に農地を所有していますが、管理しておらず荒れ放題の状況となっています。

ほかの地区の状況についても、地元の委員さんからわかる範囲で結構ですので説明いただければと思えます、宜しくお願いします。

○ 13番委員（佐藤勝浩委員）

下増田分についてパトロールした結果を報告します。6番、7番、8番が該当しています。貞山運河西側に位置するところですが、私が委員になってから2回現地

確認の機会がありましたが、現地確認のため立ち入る事も見ることもできない、とても荒れ放題になっている土地であり、今回の判断は仕方が無いものと捉えています。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございます。ほかの地区、該当する委員の皆さん宜しくお願いします。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

非農地判断は普通20年以上経過しないとダメだったのではないのでしょうか、下増田の件では震災前は大丈夫だったのかも考慮し、判断が必要ではないかと思えます。現状がこうになっているからと言っても、耕せば良くなる所もあるのではないのでしょうか。

また、斎場の脇の堤防の内側ですか、人も降りていけないところがあるはず、他の人が所有の該当農地があるのではないか、抜けているところなど考えられるので更に確認をお願いします。

○ 1番委員（板橋英昭委員）

愛島地区は30ページの16番、17番、18番です。

このうち、16番、18番は、8月の農地パトロールに確認をお願いされた場所で筆境も不明なところでありました。17番については現況畑になっていますが、聞くところによると何年か前から所有者本人からも申請があり、愛島は竹の産地というところもあり、孟宗竹、雑木が生えて、とても今から竹を切って伐根し農地に戻すことが出来ない、いずれ3件についてはやむを得ないとの判断です。

○ 議長（引地長一会長）

皆さん、只今各委員より説明がありました。ほかにありませんか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

とにかく、非農地の判断は本来20年以上などクリアするのは大変であります。各委員より説明戴いたのはありがたいですが、そのあたり事務局でより詳しい説明があればお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

非農地判断の経過年数について説明します。農業会議で出している「農地関係事務処理の手引き」によると、長年（目安として20年）と記載がありますが、非農地化されてからの経過年数のみに捉われず総合的に判断する、と取り扱いをすくなっています。但し、長年の解釈を20年とする運用基準を定めることについて、排除するものではない。という事なので、20年というのは目安ですが、場合によっては20年でなくともやむを得ないと判断して良い。という事です。以上です。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

大変ありがとうございました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

場所にもよると思います。山の斜面などは難しい事は分かりますが、平たん地で

はどうなのか。また、自分が手を掛けられなくなって管理不十分でなってしまった遊休農地等理由がありますが、その目安が20年となっているのではないのでしょうか。先ほど事務局からの説明がありましたが、平野で安易に非農地証明が出てくるとなると、市として危惧される状況になるのではないかと心配です。非農地証明をもっと慎重に考えてもらいたいと思います。

○ 14番委員（大内繁徳会長代理）

非農地判断について、先ほど入間川委員が言われたように、本人からの申請による場合であれば問題無いと思いますが、こちらから判断して、異議申し立てが出来る道はあるのでしょうか。また、このまま決定してしまい農業委員会の台帳から削除となるのでしょうか。

○ 事務局（仙石事務局長）

農地法では詳しく書いていませんが、現況主義が定義になっており、例えば山林を開墾し、農地として使用していれば、現況主義で農地として判断し、農地台帳に掲載し登記も出来ます。仮にここに重機を入れて、伐根・開墾し、農地に変えたいという事になれば、農地に変更することは可能です。その場合農地台帳に掲載し、登記も登記官が現地を確認し地目変更が可能で、課税地目も税務課の方で確認し変更されますので、もしも本人に通知されてから農地に戻したいという事があっても問題は無いと思います。

○ 14番委員（大内繁徳会長代理）

わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第4号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手多数でありますので、議案第4号は原案の通り決定いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（引地長一会長）

次に報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について、（２）農地賃貸借権解約について（３）農地使用貸借権解約について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（３）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

報告事項（１）、から報告事項（３）については承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔1月の農業委員会行事日程について説明した。〕

〔12月の農家相談、苦情等相談内容について報告した。〕

〔消費者相談センターへの苦情相談について。〕

〔クマ出没注意チラシについて説明した。〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

○ 1番委員（板橋英昭委員）

非農地証明の件ですが、地元愛島地区で現況が山林や竹林になっているなど、数多く出てくる可能性があります。その対応について事務局の説明だと農地法の運用において遊休農地化して20年というところで、20年手が付けられなかった所はやむを得ないでしょうと、場合によって総合的に判断してという事ですが、具体的に総合的に判断するというのは、委員間で見解や意見の相違が出ないように内容を共有させていただき、共通認識を図る必要があると思います。

農業新聞を見ると、積極的に非農地証明を推進している市町村もあれば、一方農地保護を重視し、消極的な市町村もあるようです。

このことから、農水省の通知などを踏まえ、事務局で委員が統一した共通認識が可能となるよう機会を検討頂きたい。

○ 事務局（仙石事務局長）

再度内容を整理し、今後統一した見解となるよう御示ししたいと思います。時間をお貸しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいですか。その他ありませんか。

ないようですので、これをもちまして第20回農業委員会総会の一切を終了といたします。事務局お願いします。

【閉 会】

午後3時54分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年12月24日

名取市農業委員会
議 長

引地長一

署名委員13番

坊藤勝興

署名委員3番

松浦朋子